



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年8月18日火曜日 第738号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 知事指定薬物の指定……………（業務衛生課）… 469
- 指定自立支援医療機関の指定……………（障がい福祉課）… 469
- 加入区の設定及び廃止（漁獲・特定養殖共済）……………（漁政課）… 470
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（南予地方局地域福祉課）… 471
- 落札者等の告示……………（保健体育課）… 471

公 告

- テント型パーティションの購入……………（会計課）… 472

公安委員会規則

- 愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則……………（警察本部交通規制課）… 473

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会）… 473
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ ）… 474
- 政治団体の解散の届出……………（ ）… 474
- 資金管理団体の指定の届出……………（ ）… 474

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第899号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和8年8月18日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1Fe-LS D

- (2) N, N-ジエチル-2-(2-[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル)-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]

イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】Fluetonitazene

- (3) N, N-ジエチル-2-(2-[4-(2-メチルプロボキシ)フェニル]メチル)-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】Isobutonitazene

- (4) N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類

【通称名】5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和8年8月19日

○愛媛県告示第900号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年8月18日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等				訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
合同会社はなはなメディカルサポート	四国中央市土居町津根2374番地ブルースターマンシヨンN-1	代表社員 近藤みどり	訪問看護ステーションはなはな	四国中央市土居町津根2374番地ブルースターマンシヨンN-1	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）		令和8年8月1日

○愛媛県告示第901号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）
第105条第1項第2号口の規定による区域及び区分を次のように定め、令和8年8月22日から施行し、加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）は、同月21日限り廃止する。ただし、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の施行の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の施行の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和8年8月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
1 川之江区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧川之江漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの (3) 主として刺し網を使用して営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
2 三島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧三島漁業協同組合の地区）	(1) 瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの (2) 小型定置漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
3 寒川区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧寒川漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として流し網を使用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
4 土居町区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧土居町漁業協同組合の地区）	小型定置漁業
5 新居浜市大島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜市大島漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
6 多喜浜区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧多喜浜漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
7 新居浜市垣生区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜市垣生漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として流し網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
8 新居浜区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜漁業協同組合の地区）	法第104条第2号に掲げる漁業
9 西条市玉津区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧西条市玉津漁業協同組合の地区）	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
10 西条区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧西条漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
11 壬生川区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧壬生川漁業協同組合の地区）	(1) 主として底引き網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
12 河原津区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧河原津漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
13 大浜区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、平成22年4月1日付け合併前の大浜漁業協同組合の地区）	(1) 主として一本釣りを営む漁業 (2) 主としてえ縄を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業

14 津倉区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧津倉漁業協同組合の地区）	法第104条第2号に掲げる漁業
15 宮窪町区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宮窪町漁業協同組合の地区）	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
16 魚島村区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧魚島村漁業協同組合の地区）	(1) 小型定置漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
17 弓削区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧弓削漁業協同組合の地区）	小型定置漁業
18 関前村区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧関前村漁業協同組合の地区）	法第104条第2号に掲げる漁業
19 北条市区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧北条市漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
20 津和地区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧津和地漁業協同組合の地区）	(1) 主としてごち網又はたこつばを使用して営む漁業 (2) 主として一本釣りを営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
21 元怒和区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、松山市元怒和の区域）	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
22 上怒和区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、松山市上怒和の区域）	法第104条第2号に掲げる漁業
23 二神区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧二神漁業協同組合の地区）	法第104条第2号に掲げる漁業
24 松山市今出区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧松山市今出漁業協同組合の地区）	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
25 上灘区域（上灘漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) 主として流し網を使用して営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
26 下灘区域（下灘漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主としてごち網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
27 伊予区域（伊予漁業協同組合の地区）	(1) 主として底引き網を使用して営む漁業 (2) 主として船引き網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
28 長浜町区域（長浜町漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
29 磯津区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧磯津漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 小型定置漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
30 川之石区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧川之石漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
31 伊方町区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧伊方町漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) 主として流し網を使用して営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
32 町見区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧町見漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) 大型定置漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業
33 瀬戸町区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧瀬戸町漁業協同組合の地区）	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) 小型定置漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業

34 三崎区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧三崎漁業協同組合の地区）	(1) 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により、はえ縄を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業であって、西宇和郡伊方町正野、串及び名取の区域の者が営む漁業 (3) (1)に掲げる漁業以外の漁業であって、西宇和郡伊方町与修の区域の者が営む漁業 (4) (1)に掲げる漁業以外の漁業であって、西宇和郡伊方町井野浦、三崎、高浦、佐田及び大佐田の区域の者が営む漁業 (5) (1)に掲げる漁業以外の漁業であって、西宇和郡伊方町明神、二名津、松、釜木及び平磯の区域の者が営む漁業
35 三瓶湾・日振島区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち旧三瓶湾漁業協同組合の地区及び愛媛県漁業協同組合の地区のうち旧日振島漁業協同組合の地区）	総トン数40トン以上100トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業
36 八幡浜区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧八幡浜漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
37 遊子区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧遊子漁業協同組合の地区）	小型定置漁業
38 戸島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧戸島漁業協同組合の地区）	法第104条第2号に掲げる漁業
39 宇和島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宇和島漁業協同組合の地区）	(1) 総トン数5トン未満の漁船により、主としてまき網を使用して営む漁業 (2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、主としてまき網を使用して営む漁業 (3) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
40 御荘町区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧御荘町漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
41 南内海区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧南内海漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主としてまき網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
42 東海区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧東海漁業協同組合の地区）	(1) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業 (2) 小型定置漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
43 深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) 主としてまき網を使用して営む漁業 (3) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りによってかつおをとることを目的とする漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
44 久良区域（久良漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) 主としてまき網を使用して営む漁業 (4) 主としてはえ縄を使用して営む漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業
45 西海町区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧西海町漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として一本釣りを営む漁業（(3)に掲げる漁業を除く。） (3) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りによってかつおをとることを目的とする漁業 (4) 主として籠を使用して営む漁業 (5) 大型定置漁業 (6) (1)から(5)までに掲げる漁業以外の漁業
46 福浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧福浦漁業協同組合の地区）	(1) 主として一本釣りを営む漁業 (2) 主として籠を使用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

○愛媛県告示第902号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年8月18日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813600073	有限会社さくら介護	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1296番地1	西 田 幹 人	居宅介護	有限会社さくら介護	愛媛県喜多郡内子町内子4271番地15	令和8年7月31日
3813600073	有限会社さくら介護	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1296番地1	西 田 幹 人	重度訪問介護	有限会社さくら介護	愛媛県喜多郡内子町内子4271番地15	令和8年7月31日

○愛媛県告示第903号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年8月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県部活動改革に係る包括的なシステム開発・運用保守委託業務 一式	愛媛県教育委員会事務局管理保健康体育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年6月1日	株式会社アーシャルデザイン 東京都渋谷区神宮前二丁目4番11号D a i w a 神宮前ビル3階	73,590,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年8月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

テント型パーティションの購入

(2) 購入物品名及び数量

テント型パーティション 2400式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和9年2月26日(金)

(5) 納入場所

元野村高等学校土居分校(西予市城川町古市2128-2)(進入路約3.3m)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

(2) 入札書の受領期限

令和8年9月24日(木)午前9時から令和8年9月25日(金)午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年9月25日(水)午前10時

愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限: 令和8年9月9日(水)午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 契約の成立

この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

(8) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: 2400 sets of Partition tent

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 25 September 2026

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury

Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho,
Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-912-2156

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月18日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(交通規制の対象から除く車両)

第2条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路標識又は道路標示による交通規制（令第11条各号に掲げる一般道路の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度又は第27条第1項に規定する速度を_____を超える最高速度の規制、軌道敷内通行可の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く自動車
ア～エ 省略

(2)～(4) 省略

2～9 省略

別表第2（第9条の2関係）

番号	路線名	区間
1～38の 2 省略		
38の3	<u>県道伊予松山港線</u>	<u>松山市南吉田町1485番1から同市南吉田町1020番4まで</u>
39～78の 2 省略		
78の3	<u>松山市道萱町衣山線</u>	<u>松山市衣山一丁目152番1から同市中央一丁目19番6まで</u>
79～122 省略		

改正前

(交通規制の対象から除く車両)

第2条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路標識又は道路標示による交通規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を_____を超える最高速度の規制、軌道敷内通行可の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く自動車
ア～エ 省略

(2)～(4) 省略

2～9 省略

別表第2（第9条の2関係）

番号	路線名	区間
1～38の 2 省略		
39～78の 2 省略		
79～122 省略		

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和8年8月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢 治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
渡邊徹後援会	渡邊徹	渡邊景子	今治市徳重293-4	令和8年7月17日
「松山、新時代。」を創る会	大田晋輔	森静夫	松山市余戸西四丁目1-1	令和8年7月24日
近藤たつや後援会	近藤佐都美	近藤佐都美	西条市周布1664-1	令和8年7月30日
毛利太郎後援会	水谷浩	青野正治	宇和島市吉田町東小路甲148-1	令和8年7月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和8年8月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党魚島支部	三上和也	主たる事務所の所在地	越智郡上島町魚島一番耕地176	越智郡上島町魚島一番耕地131-1	令和8年6月18日
自由民主党松山支部連合会	大木健太郎	会計責任者	白石勇二	角田敏郎	令和8年7月25日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
福本義和後援会	浅井悟	会計責任者	山下達也	前田徳二	令和8年3月20日
日野恵司後援会	門田哲也	代表者	門田哲也	柳田耕造	令和8年4月1日
新居浜市医師連盟	加藤正隆	会計責任者	今中徹	近藤啓次	令和8年6月12日
えひめ介護福祉政治連盟	上野潤	代表者	上野潤	矢野健吾	令和8年7月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年8月18日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
うへの由佳後援会	松田直美	令和8年6月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和8年8月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
渡邊徹	愛媛県議会議員	渡邊徹後援会	今治市徳重293-4	令和8年7月17日